

今後目指すべき地方財政の姿と平成30年度の地方財政への対応についての意見（概要）

平成29年12月12日 地方財政審議会

第一 今後目指すべき地方財政の姿

1. 目指すべき地域の姿

(どのような地域であっても、どの時代に生まれても
安全と安心、幸せをもたらす地域)

- 我が国は成熟期に入り、今後、さらなる人口減少が見込まれる中、地方自治体が安定的に行政サービスを提供することで、支え合いで地域を守る。
- 人々が幸せに暮らすことができる持続可能な社会を実現。

2. 目指すべき地方財政の姿

(持続可能な地方財政基盤の構築)

- 行政サービスの安定的提供と地域課題克服のための財政基盤が不可欠。
- 一般財源総額の確保、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築と地方交付税の機能の適切な発揮が必要。

(地方財政の健全化)

- 地方財政の財源不足は巨額であり、債務残高は約200兆円規模で推移。
- 特例的な地方債への依存の改善に向け、歳入・歳出面での取組が必要。

第二 平成30年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保等

(地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保)

- 一般財源総額について、平成29年度地方財政計画と実質的に同水準を確保する必要。

(地方自治体の基金)

- 各地方自治体は、行政改革や経費削減により、地域の実情に応じ、将来の歳出増加等に備えて基金を積み立て。
- 地方自治体の歳入・歳出の変動は、基金で対応することが制度上の前提。東京都・特別区を除いた平成28年度の基金残高の水準は、平成以降の平均程度であり、近年は横ばい。

(地方自治体の基金【続き】)

- 現実の財政運営において臨時財政対策債と地方交付税は一体。基金残高と臨時財政対策債を関連付けて議論することは不適當。
- 基金残高の増加をもって地方財源を削減するような議論は不適當。基金積立ての背景にある地方自治体の将来の財政面の不安を取り除くため、地方税財源の安定化が必要。

(公共施設等の適正管理)

- 各地方自治体が財政マネジメント強化の観点から、公共施設等の適正管理により、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化することが重要。
- 各地方自治体が必要な公共施設等の老朽化対策等を確実に実施できるよう、必要な事業費・財源の拡充が必要。

第二 平成30年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保等(続き)

(歳出特別枠)

- 平時モードへの切替えを進める際は、喫緊の課題への対応経費を別途計上し、歳出特別枠分の歳出を実質的に確保すべき。

(地方交付税の法定率引上げ)

- 地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるため、地方交付税の法定率を引き上げるべき。

(交付税算定の改革)

- トップランナー方式の導入に当たっては、業務改革の推進状況を踏まえ、標準的な経費を単位費用に算入すべき。歳出効率化の成果は、地方自治体に還元すべき。

2. 地方創生への対応

- 「まち・ひと・しごと創生事業費」は現行の1兆円規模を維持し、地方創生の取組を息長く支援すべき。

3. 社会保障制度改革

- 国民健康保険制度や介護保険制度における保険者機能の強化に向けた財政的インセンティブの付与については、地方の意見を十分に踏まえた仕組みとすべき。

4. 人づくり革命

- 「新しい経済政策パッケージ」における「人づくり革命」関連施策の国・地方の役割分担等については、地方負担分の財源確保を含め、地方の意見を十分に踏まえ、検討を進めるべき。

5. 東日本大震災からの復興

- 東日本大震災の復旧・復興事業費について、通常収支とは別枠で所要の事業費及び財源を確保する必要。

6. 地方財政の健全化に資する取組等

(行政サービス改革の推進)

- 質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するため、地方自治体において、窓口業務の民間委託など、積極的に業務改革に努める必要。

(公営企業・第三セクター等の経営改革)

- 地方公営企業は、経営戦略の早期策定・実行と、広域化や民間活用等の抜本的な改革の推進が必要。
- 財政的リスクが高い第三セクター等は、地方自治体で経営健全化の方針を定め、公表すべき。

(財政マネジメントの強化)

- 地方公会計の積極的な活用や決算情報等の「見える化」等をさらに推進する必要。

(地方債資金の確保)

- 地方公共団体金融機構法附則第25条に基づく検討の結果、地方公共団体金融機構が引き続きその役割・機能を適切に果たすことができるよう、現行の枠組みを堅持すべき。政府として適切に対処すべき。